

令和 7 年 4 月 1 日

区長等交際費の支出基準

1 支出対象

この基準に定める交際費（以下「区長等交際費」という。）は、次に掲げる者が支出の範囲により、経費を伴う場合に支出することができる。

- （１）区長
- （２）副区長

2 支出項目

区長等交際費の支出項目は、以下のとおりとする。ただし、副区長に係る支出項目は、（２）に定める接遇経費のうち、会議、懇親会等に要する経費に限るものとする。

（１）儀礼経費

次に掲げる社会的慣習等に基づく儀礼を行うため、区政運営に密接な関係のある者に対する経費

- ア 慶事、弔事、見舞い等の儀礼
- イ 叙位、叙勲等の栄典に対する儀礼
- ウ 合同慰霊祭等及びこれらに類する行事に対する儀礼

（２）接遇経費

次に掲げる者との交際若しくは接遇又は会議、懇親会等に要する経費

- ア 区政運営に密接に関係する関係者、関係団体等
- イ 国及び他の地方公共団体の関係者等
- ウ 区長（港区）表敬者及び招待者等

（３）賛助的経費

次に掲げる行事、事業等に対する賛助的な経費

ア 公共的団体、関係団体等が主催する行事又は事業

イ 社会福祉事業等

(4) その他経費

区政運営上、特に必要であると区長が認める経費

3 支出金額

区長等交際費の支出金額は、以下のとおりとする。

(1) 慶事及び弔事に係る経費は、別表に定める額とする。

(2) 会議、懇談会等の参加に係る経費は、会費相当額とする。この場合において、限度額は3万円とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、区長が決定する額とする。

(3) その他の経費は、社会通念上相当な額とする。

4 支出の公表

区長等交際費の支出の内容及び金額については、支出した日の属する月の翌月の末日までに、港区ホームページにおいて公開する。

5 その他

この基準については、社会経済状況の変化等を十分に考慮し、適正な執行のために適宜見直しを行うものとする。

別表

支出項目	支出対象	支出金額
慶事（結婚披露宴に出席する場合に限る。）	1 区議会議員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、特別職及びその家族（配偶者及び血族一親等にある者に限る。） 2 港区議会議員待遇者会の会員 3 区長が委嘱し、又は任命する者及び港区の事務事業に関連する団体の構成員で役職にある者 4 区政と密接な関係を持ち、区長が特に必要と認める者	30,000円
弔事（葬儀における香典・生花・花環）	1 区議会議員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、特別職 2 港区議会議員待遇者会の会員	香典50,000円（ただし、特別職については、10,000円。）及び生花又は花環
	1 区長が委嘱し、又は任命する者及び港区の事務事業に関連する団体の構成員で役職にある者 2 区議会議員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員及び特別職の配偶者又は血族一親等にある者 3 区政と密接な関係を持ち、区長が特に必要と認める者	香典10,000円又は生花若しくは花環

備考 生花は15,000円相当程度、花環は10,000円相当程度とする。